

別記様式（第4条関係）

会 議 録

| | | |
|----------|---|---|
| 会議の名称 | 政策調整会議 | |
| 開催日時 | 平成29年2月6日 午前9時00分から 午前10時10分まで | |
| 開催場所 | 市長公室 | |
| 出席者 | <p>神田市長公室長、重岡危機管理監、村山総務部次長兼財産管理課長（上野総務部長代理）、内田市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、橋本会計管理者、佐藤水道部長、石井議会総務課長（木村議会事務局長代理）、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、塩野監査委員事務局長 （担当課1）</p> <p>宮村市民環境部次長兼産業振興課長、渡邊同課長補佐、奥田同課産業振興係長 （担当課2）</p> <p>中村生涯学習・スポーツ課長、細田同課長補佐、齊藤同課生涯学習係長 （担当課3）</p> <p>大高下水道課長、榎本同課長補佐兼業務係長 （事務局）</p> <p>太田市長公室次長兼政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係櫻澤主事</p> | |
| 会議内容 | <p>1 朝霞市産業振興基本計画策定委員会条例について</p> <p>2 第3次朝霞市生涯学習計画（案）の概要について</p> <p>3 朝霞市公共下水道事業地方公営企業法適用基本方針（案）について</p> | |
| 会議資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市産業振興基本計画策定委員会条例 ・第3次朝霞市生涯学習計画（案）の概要 ・朝霞市公共下水道事業地方公営企業法適用基本方針（案） | |
| 会議録の作成方針 | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 | <input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 |

| | |
|-------------------------|----------------------------|
| | 会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁 |
| そ の 他 の 必 要 事 項 | |
| 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等） | |

【議題】

1 朝霞市産業振興基本計画策定委員会条例について

【説明】

(担当課 1 : 宮村市民環境部次長兼産業振興課長)

この条例は、平成31年度を開始年度とする「朝霞市産業振興基本計画」を策定するにあたり、関連する各分野から策定に係るご意見をいただき、計画に反映していくため、附属機関として「朝霞市産業振興基本計画策定委員会」を設置する必要があることから、地方自治法第138条の4第3項規定に基づき本条例を制定するものである。

内容については、他の計画の策定委員会条例を参考として作成した。

まず第1条の(目的)としては、朝霞市産業振興基本計画策定委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることとしている。

続いて、第3条の(所掌事務)としては、一点目として、本計画の策定に関すること、二点目として、本計画の策定に関し市長が必要と認めることとしている。

続いて、第4条の(組織)は、13人の委員で構成することとしている。

内訳としては、1号委員は、学識経験を有する者として、地域経済学などの大学教授1名を想定している。2号委員は、知識経験を有する者として、金融機関職員1名を想定している。3号委員は、商工業関係団体からの推薦として、朝霞市商工会からの推薦3名を想定している。4号委員は、農業関係団体からの推薦として、農業委員会から1名、都市農業推進協議会から1名、農協から1名の3名を想定している。5号委員は、労働関係団体からの推薦として、連合埼玉からの推薦1名を想定している。6号委員は、関係行政機関の職員として、ハローワークから1名、埼玉農林振興センターから1名の2名を想定している。7号委員は、公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民2名を想定している。

最後に(附則)として、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する高齢の一部を改正する条例として、会議出席報酬日額8000円、費用弁償2400円、などを追加している。

以上が朝霞市産業振興基本計画策定委員会条例の主な内容である。

【意見等】

(佐藤水道部長)

構成委員の⑤労働関係団体から推薦された者の連合埼玉と言ったのは労働組合のことなのか。

(担当課 1 : 宮村)

労働組合関係の団体である。

(佐藤水道部長)

このような策定員会では自治会連合会から推薦があることが多いが、この策定委員会では推薦が無い理由はあるのか。

(担当課 1 : 宮村)

今回は自治会連合会ではなく商業関係になるので、商工会からの推薦として商店会からの推薦を依頼する。そのため自治会連合会からの推薦は考えていない。

(澤田都市建設部長)

産業振興基本計画の策定のスケジュール感を教えてほしい。

また、構成委員の具体的な内容が示してあるが、議会へはここまでは示さないで、聞かれたら答えることになるのか。構成委員の内訳は変動の余地はあるのか。

(担当課1：宮村)

委員の構成は議会へ大まかな内容のみ伝える。また13人の内訳は想定の内訳であり、必ずこのとおりいくとは限らないので、想定外が起きた場合は条例第4条8号のその他、市長が必要と認めたもので充足をする。

(担当課1：奥田)

策定のスケジュール感は平成29年度に基礎調査とその結果の分析を行い、平成30年度に具体的な策定作業を行う。

(澤田都市建設部長)

今後、構成委員の内訳が変わるかもしれないということだが、13人ぎりぎりまで人数を割り当てているが、13人以内で委員は調整がきくのか。

(担当課1：宮村)

当初10名程度と考えていたが、広い分野にわたる計画なので、あらゆる分野から委員を入れるということで3名ほど委員を増やした。あとは内訳の中で調整ができると考えている。

(島村生涯学習部長)

構成委員の13名について、括弧書きで内訳が示されているが、その他、市長が必要と認めた者は入っていない。例えば商工会の推薦が3名から2名に減ってしまった場合にその他、市長が必要と認めた者を委員として1名入れるといった解釈で良いか。

(担当課1：宮村)

あくまでも、内訳は現在の想定であり、実際に依頼をしないとどう動くかは分からない。もし埋まらなかった場合も、他の委員と調整をするつもりではあるが、現在想定していない分野の委員を入れた方が良いとなった時のためにその他、市長が必要と認めた者と入れている。

(三田福祉部長)

産業振興基本計画は法律で各市町村に策定が求められているのか。

(担当課1：宮村)

法律で定められてはいないが、各市それぞれ自主的に定めている。特に農業関係は昨年5月に都市農業振興基本計画が国で策定され、各自治体に都市農業推進のための計画の策定が努力義務とされているので産業振興基本計画の農業部分についてはそれに沿って策定を行いたいと考えている。

(神田市長公室長)

中心市街地活性化計画との関係と中小企業や商店関係の法律との関係、旧TMO計画が現行の計画とはあっていないが、それとの整合性はどうか。

そこが合っていないと経済産業省の補助金が対象とならないという事もあるので法律をきちんと読み解くように。

(担当課 1 : 宮村)

中心市街地活性化計画や旧TMO計画の後に出てきているものについては、計画の中に取り込んでいきたいと考えている。

(藪塚健康づくり部長)

この計画の進捗管理はどのように行うのか。

(担当課 1 : 宮村)

この計画は平成31年からであり、総合計画と合わせ当初の計画は7年で策定したいと考えている。進捗管理は策定委員会で行うのではなく、総合計画の行政評価や外部評価を活用し進捗管理をしていきたいと考えている。

(塩野監査委員事務局長)

附属機関としての位置付けは分かったが、進めていく中で庁内検討委員会や策定委員会を設けて進めていくのか、産業振興課でたたき台を作るのか。

(担当課 1 : 宮村)

要綱で庁内の部会を設けて、関係課に出席していただきながら進めていく。

【結果】

一部訂正のうえ、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 第3次朝霞市生涯学習計画（案）の概要について

【説明】

(担当課 2 : 中村生涯学習・スポーツ課長)

第3次朝霞市生涯学習計画（案）について、説明します。

この計画は、現行の計画である第2次朝霞市生涯学習計画の計画期間が本年度末をもって終了することから、平成27年及び28年の2ヵ年をかけて、市民意識調査や市民懇談会、パブリックコメント等の意見を踏まえ、社会教育委員会議等において審議を行い、案として調整したものである。

計画の趣旨としては、日々変化する社会に対応していくために、私たちが学習をすることは必要であり、同時に、新たな時代のニーズに対応できる生涯学習社会の構築が重要な課題となることから、これからの時代に対応する生涯学習社会の構築を目指して、生涯学習計画を策定し、本市の生涯学習施策の一層の推進をしていくというものである。

計画を策定するに当たり、朝霞市の関連計画の整合性を取っており、計画書の3ページに記載のとおり、市の最上位計画である「第5次総合計画」、教育に関する最上位計画である「教育振興基本計画」また、昨年度に市長が定めた「朝霞市教育大綱」との整合を図っている。

計画の構成と期間については、4ページにあるが、生涯学習の長期ビジョンを示す「基本構想」及び基本構想に基づき取り組むべき施策を示す「基本計画」により構成されている。

基本構想の計画期間は、平成 29 年度から 10 年間、基本計画は、5 年間とし、計画の中間年を迎える平成 33 年度に見直しを行う予定である。

計画の基本理念は、30 ページにあるが、第 2 次生涯学習計画の基本理念を継承し、「一人一人が心豊かに ともに学び生きるまちあさか」としている。

計画の目標は 31 ページにあるとおり、1. いつでも、どこでも、誰でも学ぶことのできる生涯学習社会の実現、これは朝霞市第 5 次総合計画の生涯学習の目指す姿との整合性をとっている。また、2. 人と人をつなぐ生涯学習社会の実現（コミュニティの形成）、3. 知の循環型社会の実現（知の実行・継承）としている。知の循環型社会の実現という言葉は聞き慣れないかもしれないが、生涯学習で学んだ成果は、学習した者の中で完結するのではなく、周囲の人に教えたり、地域づくりに役立てたりすることによって、知が継承され、結果として朝霞市としての「知」の総和が向上し、力ある市民の育成が図られていくことを目指している。

次に 32 ページ、生涯学習を進める上での基本方針は、各課が生涯学習に関する事業を進めるうえでの基本方針となっていて、1. 市民の主体性の尊重と協働による役割分担、2. ライフスタイル・ライフステージに応じた学習機会の提供、3. 地域づくり・まちづくり・ひとづくりとしての学習機会の提供を基本方針として各課で取り組んでいくものとなる。

33 ページでは基本計画で取り組むこととして、基本理念の実現に向けた 5 つの柱を定めている。第 2 次朝霞市生涯学習計画と呼び名は変わっているが、基本的には第 2 次朝霞市生涯学習計画の柱を継承している。また、柱 1 の新たな学びの“きっかけ”を提供します！から柱 5 の市民とともに学びを“協働”で推進します！の位置付けとして、先ほど申し上げた知の循環型社会での関係性を示し、知のスパイラルということで生涯学習の推進をしていくことを考えている。

今回、生涯学習計画について今まで無かったところは、達成指標の設定を行っている。こちらについては、第 3 次朝霞市生涯学習計画確定のための意識調査から導かれた、1 年間に生涯学習活動を行った市民の割合を現行の 36.3% から 5 年後までに 40% まで引き上げることを指標として設定している。

最後に、計画の策定体制及び経過については、本計画の策定にあたっては、市民意識調査として、アンケート調査のほか市民懇談会も実施した。市民意識調査では合計 3,250 人に実施し、市民懇談会は平成 27 年 11 月と平成 28 年 1 月に 2 回実施した。社会教育委員会会議は平成 27 年度に 3 回、平成 28 年度に 4 回、計 7 回開催し、本計画の策定に向けて、素案、計画（案）について検討を行った。生涯学習推進会議は平成 27 年度 2 回、平成 28 年度 2 回の計 4 回、関係課 11 課の次長級または課長級の職員で構成した会議体で検討を行った。また、パブリックコメントを平成 28 年 11 月 15 日から 12 月 15 日まで 30 日実施し、3 人の方からご意見を頂いた。職員コメントでは 1 人のご意見を頂いた。

第 3 次朝霞市生涯学習計画（案）の概要についての説明は以上とする。

【意見等】

(澤田都市建設部長)

パブリックコメントと職員コメントが何件かあったようだが、どのような意見で、どのような対応を行ったか。

(担当課2：中村)

職員コメントについては、ほぼ語句の整理についてであり、修正を行っている。パブリックコメントについては、第2次生涯学習計画で位置づけていた学習発表の場が抜け落ちている指摘があり、計画に反映をさせている。

(藪塚健康づくり部長)

35ページの達成指標について、5年後の指標となっているが、毎年の指標は設定しないのか。また、この達成指標にした理由を伺いたい。

42ページに生涯スポーツ活動・健康づくりの推進とあるが、12月議会で健康づくり・スポーツ都市宣言というものを行ったが、この計画が4月からだとすると、それが反映されていた方が良いのではないかと。

(担当課2：中村)

毎年の達成指標は決めていないが、実施計画を策定していて、各事業については毎年の指標を設定している。また、生涯学習・スポーツ課でスポーツ推進計画という計画もあり、その計画についても相対的な指標が必要ではないかという意見もいただいている。

また、指標については、アンケートを実施することから1年間に生涯学習活動を行った市民の割合というのが最も相応しい指標ではないかと考えている。アンケートについては毎年実施することは難しいが、2年または3年後にアンケートを実施したいと考えている。

健康づくり・スポーツ都市宣言については、42ページの生涯スポーツ活動・健康づくりの推進は社会教育委員会やパブリックコメントを実施し検討したものになるので、反映させるかどうかは検討したい。

(神田市長公室長)

市が発行するものなので、パブリックコメントを実施しないと、ということではなく、市の考えを反映したものを作るということも踏まえて検討してもらいたい。

(三田福祉部長)

計画の策定体制について、5ページに市民意識調査の概要、6ページに市民懇談会の実施の概要と掲載されているが、パブリックコメントに基づき直した点もあるということなので、パブリックコメントの実施についても掲載したほうが良いのではないかと。

いつからいつまでパブリックコメントを実施し、何件のご意見があり、計画に反映しましたと載せているものもあるように思う。

(澤田都市建設部長)

都市建設部では結果について計画に載せていることが多い。

(担当課2：中村)

パブリックコメントの実施については51ページの計画策定の経過の中には載せているが、その結果については載せていない。ページ数の兼ね合いも考えてパブリックコメントの詳細について掲載できるか検討させていただく。

(内田市民環境部長)

3 ページを見ると非常に多くの計画の段階があり、4 ページに基本構想、基本計画、実施計画とあるが、この基本計画は朝霞市教育振興基本計画のことを言っているのか。また、朝霞市教育振興基本計画の基本目標 5 を抜き出しているが、基本目標 1 から 4 の計画はどのようになっているのか。

(担当課 2 : 中村)

朝霞市教育振興基本計画については、学校教育と社会教育を踏まえた計画となっている。基本目標 1 から 3 は学校教育、基本目標 4 については学校教育と生涯学習に関わるもの、基本目標 5 が生涯学習とスポーツの振興となり、今回第 3 次朝霞市生涯学習計画と関係するものは基本目標 5 のみとなる。そして、そこから生涯学習の部分のみを抜き出したものが第 3 次朝霞市生涯学習計画となるので、朝霞市教育振興基本計画の枠組みとはずれる部分がある。

そして、4 ページの基本計画については、第 3 次朝霞市生涯学習計画のことを指している。

(内田市民環境部長)

現在非常に多くの計画があり、元々生涯学習計画があったところに、後から教育振興基本計画が入ってきたことで、どこかで整合性をはからないと計画ばかりを作る事になってしまう。実際多くの計画で内容は重複しているものが多いように思うが、そこについて見直す考えは無かったのか。

(担当課 2 : 中村)

教育振興基本計画が教育に関する最上位計画となり、その個別計画として生涯学習計画があるが、朝霞市総合計画、朝霞市教育大綱との整合性も意識しながら作っている。

(澤田都市建設部長)

指標について、基本構想の達成指標として 5 年後に 4 % ほど参加率を上げるとなっている。基本構想は 10 年であるが、達成指標が 5 年後のものというのは、5 年後に達成指標を見直す前提でそのようになっているのか。また、4 % 増という数字が目標として妥当なのか。もう少し上の目標を設定するという意見はなかったのか。

(担当課 2 : 中村)

まず、達成指標については 5 年後に見直す予定としている。

また、目標を 40 % とすることについては、社会教育委員会でも、もう少し上の目標を設定しても良いのではないかという意見があった。しかし、平成 27 年度に行ったアンケートの結果で 36.3 % となったが、その前に行ったアンケートより数値が下がってしまっていたので、あまり高い数値を設定しても現実的ではないだろうということで、40 % という目標となった。

(澤田都市建設部長)

5 年後に指標を見直すということだが、基本構想も 5 年後に見直すのか。それとも 5 年後には指標と基本計画のみを見直し、基本構想自体は見直す予定は無いのか。もし基本構想も見直すのであれば、そのことも記載した方が良いのではないか。

また、「幸齢者」や「知の循環型社会」などといった造語が使われているが、あまり聞き覚えが無い。巻末の用語解説によれば、過去にこのような造語が作られたようで

るが、これは今でも使われている言葉なのか。

(担当課2：中村)

幸齢者や知の循環型社会などといった言葉については、平成24年度に文科省から出された長寿社会における高齢者の生涯学習のあり方についてという報告書から持ってきており、現行も使われている言葉と考えているが、確かに耳慣れない言葉ということもあり、用語解説に載せている。

(島村生涯学習部長)

基本構想についてはそのまま10年で、見直すのは計画とその指標だけである。

(澤田都市建設部長)

5年後までに4%上げるということで、5年後で終わってしまうが、10年後の指標は設定しなくて良いのか。

(島村生涯学習部長)

10年後ということも勿論あるが、日々色々なものが生涯学習計画には関わっているのでより身近な数値として5年後の数値をまず目標として設定している。

(澤田都市建設部長)

今後10年間この基本構想が続くとすると、5年後の指標のその先の5年はどのように考えているのかということは必ず問われると思うので、指標は見直すといった余地は残しておくべきではないか。

(島村生涯学習部長)

そのようにさせていただく。

(重岡危機管理監)

基本構想について、まず基本理念があって、計画の目標、基本方針、施策の柱、施策推進のポイント、達成指標とあるが、その関係を分かりやすくしてもらいたい。

(神田市長公室長)

計画を作っていると非常に悩むところではあるが、見せ方というものも非常に重要となる。樹形図などを用いて体系的な成り立ちが分かるよう工夫してもらいたい。

(担当課2：中村)

基本理念から目標、基本方針へ至る流れというものが分かるよう見直しを行う。

(内田市民環境部長)

21ページ以降に掲載している調査結果のグラフの前回調査はいつ実施をしているのか、また、22ページのグラフの国調査は何の国の調査か。

(担当課2：中村)

前回調査については5年前に後期計画を作るときのアンケートの結果となるが、記載が省略されてしまっている。国の調査についても、同じく出典の掲載が漏れてしまっているので、訂正をさせていただく。

(神田市長公室長)

それでは、大きくはパブリックコメントの取扱いをどうしていくか、健康づくり宣言の関係も精査を要すること、全体的な計画における構成の説明の見直し、出典や定義づけの補足が必要であることを検討してもらおう。

(内田市民環境部長)

パブリックコメントの関係は他の色々な計画にも影響してくる。計画の素案はパブリックコメントの前に作っているが、後からパブリックコメントをして、その意見をまたその素案に載せることになるのか。

(神田市長公室長)

巻末に載せるというのがこれまでのパターンであるように思う。本文中に書き込むとなると体裁を変えてしまうので、それを避けるということでは巻末に実施した状況報告として載せるのが良いのでは。

(内田市民環境部長)

パブリックコメントを実施した結果を巻末に載せるのは良いと思うが、本文中に載せるのはどうなのかと思う。

(三田福祉部長)

どこに記載をするかということではなく、懇談会などは詳しく載せているので、パブリックコメントが影響したことについても載せるべき。

福祉部で手話言語条例を作った際には修正がきくよう大綱でパブリックコメントを行った。

(神田市長公室長)

こういった計画であれば巻末で載せることができる。

他の市民意見聴取とのバランスやパブリックコメント制度に基づく運用を考えればどこかに載せるべきであろう。

(島村生涯学習部長)

直した内容まで詳細に巻末等に載せるのか。

(神田市長公室長)

全ての意見や直した詳細な内容まで載せる必要はない。意見の一部を抜粋した内容を載せたり、件数のみ載せるなどやり方は色々ある。

現在においてパブリックコメントを行って、その経過であったり、計画に影響した意見を掲載しないと、やった意味がないと言われてしまう。

基本はパブリックコメントについては載せていく方向で進めて欲しい。

【結果】

一部訂正のうえ、庁議に諮ることとする。

【議題】

3 朝霞市公共下水道事業地方公営企業法適用基本方針（案）について

【説明】

(担当課3：大高下水道課長)

下水道事業については、平成32年4月から地方公営企業法を適用して、公営企業会計に移行することを予定している。配布資料の「地方公営企業法適用基本方針（案）」

は、法適用に必要な作業内容、関係部署との調整事項などを整理し取りまとめたものである。来年度から法適用にかかる作業を進めないと考えているが、この基本方針（案）に基づいて、進めてよろしいかお諮りしたい。

まず、1 ページ、下水道事業を含む地方公営企業は、人口減少やインフラの老朽化などにより経営環境が厳しさを増していく状況になる。そうした状況の中、平成27年1月に国から地方公共団体に対して、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、経営の健全化に取り組むことが必要であるとの考え方から、特に試算規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業について、公営企業法を適用し民間企業の会計基準と同様の公営企業会計へ移行するよう要請があった。

本市の下水道事業は、下水道整備に着手してから40年以上が経過していること、今後は下水道施設の老朽化対策に多額の事業費が必要になることが見込まれる。その一方で主要な財源である下水道使用料は節水機器の普及等により大きな収入の増加が見込めないなど、下水道事業の経営環境は厳しさを増していく状況にある。

こうした下水道事業を取り巻く状況と、国からの要請を踏まえて、平成32年4月から公営企業法を適用することとしたところである。

続いて、3 ページ、地方公営企業法は、地方公共団体が経営する公営企業の組織、財務、身分を規定する法律である。下水道事業は公営企業法の適用は任意となっていることから、法を適用するにあたり地方公営企業法の全部を適用するか、財務規定のみを適用するかを選択することができる。表2に、法の全部を適用する場合と財務規定のみを適用する場合の違いを記載している。財務規定のみ適用の場合は会計方式が複式簿記による公営企業会計に移行するのみで、組織及び職員の身分は従来通り変更は無い。全部適用とした場合は、財務規定のほか、組織及び職員の身分の規定が適用され、組織については管理者を置くことができ、管理者には会計事務や予算原案の作成などの権限が付与されるため、自らの判断と責任において経営を行うことができるなど企業としての独立性が確保できるようになる。ただし、現在の本市の水道事業のように、管理者を置かないことも可能であり、下水道事業についても、管理者の設置は考えていない。職員の身分については、企業の職員として地方公営企業法、地方公営企業労働関係法の適用を受け、団結権や団体交渉権が認められるようになる。

次に4 ページ、法を適用することのメリットについては、民間企業と同様の複式簿記による企業会計に移行することで、経営状況が明らかとなること、職員の経営意識の向上などにより、計画的な経営基盤の強化や財政マネジメントの向上が可能となる。

そして、6 ページ、法適用の基本的な方針については、法適用の範囲は全部適用を考えている。理由としては、現在下水道事業は、水道事業と同じ庁舎で業務を行っており、今後下水道事業が水道事業と同じ公営企業会計に移行することなど、下水道と水道の組織の統合を検討する時期にあると考えられることから、水道との統合を見据え、法適用の範囲は、全部適用とし、管理者についても同様に設置しないこととしている。法適用を開始する時期については、3年の準備期間が必要と考えられるため平成32年4月からとしている。

8 ページの移行事務について、移行事務にはいくつかの関係部局との調整が必要とな

る事務がある。表4に記載しているのは、他市の先行事例等を参考に現時点で把握している関係部署との調整事項である。このように多岐にわたる部署と様々な事務の調整を行いながら進めていくことになり、今後移行作業を進めていく中で、これらの他にも調整事項があることが予想される。関係部局の協力無しには進められない事業なのでご協力をお願いします。

10ページ、公営企業会計に移行するにあたり、新たなシステムの整備が必要になるが、企業会計システムの経費の抑制等を考慮し、水道と同じシステムの導入を考えている。

最後に来年度から平成31年度までの3年間の作業について、11ページの全体スケジュールに沿って作業を進めていく予定である。

地方公営企業法適用基本方針（案）の説明は以上とする。

【意見等】

(内田市民環境部長)

地方公営企業法を適用することによる市民等への影響はどのようなことがあるか。

(担当課3：大高)

民間企業と同様の企業会計を取り入れることにより、経営状況が明らかとなり、市民へ対する経営状況の説明がしやすくなる。

将来的に下水道使用料の値上げなどを検討する場合にも説明がしやすくなる。

(佐藤水道部長)

来年度から初めて3年程度かかるということだが、1ページに志木市と和光市は既に適用済みとある。その2市はどのような状況で初めて、いつ終わったのか。また新座市の状況はどのようになっているか。

(担当課3：大高)

志木市と和光市は平成26年4月から適用しており、法の適用範囲は全部適用としている。法を適用した経緯については確認していないが、国の要請を踏まえて移行したのではないか。新座市については朝霞市と同様平成32年4月から適用をする予定である。

(佐藤水道部長)

移行の期間については、志木市と和光市も3年程度かかったのか。

(担当課3：大高)

和光市については移行事務自体は1年で行った。和光市はそれ以前に固定資産の台帳を整備していたので、短期間でできたのではないか。

(藪塚健康づくり部長)

配布の地方公営企業法適用基本方針（案）の位置付けについては、内部資料になるのか、それとも、議会など広く周知するものなのか。外部へ公表するのであれば、水道部との統合のスケジュールや、下水道事業の現状などがあまり触れられていないが。

(担当課3：大高)

地方公営企業法適用基本方針（案）については、外部へ公表することを想定して作ったものではない。

(橋本会計管理者)

1 ページに平成31年度までに公営企業会計に移行することが要請され、とあるが、平成32年からで良いのか。

(担当課3：大高)

国からの要請は平成27年から平成31年の間に取り組みなさいということで、法の適用は平成32年からになっても問題は無い。

(神田市長公室長)

水道事業や下水道事業について実際はもっと先に進んでいて、社会資本が維持できなくなることを前提に合併など広域化への流れになっている。水道事業や下水道事業は社会インフラの根幹になるもので、他市の上下水道事業がどのようになっているかよく見とおいて欲しい。

(佐藤水道部長)

組織としては上下水道部になる流れである。近隣3市では一緒になっていないのは朝霞市のみ。企業会計にすると経営状況が明らかになる。水道部でも現在水道水の利用が減って水道料金がどんどん減っているのが明らかになり、水道料金の値上げについても一目瞭然となる。それを現在は水道利用加入金というメーターで補っている。それもマンションがたくさん建っているからそれで補っている。そういうことも企業会計だと見えてくる。

【結果】

原案のとおり決定とし、庁議に諮ることとする。

【閉会】